合併につき株券等提出公告

当社は、三栄総合建設株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月二十二日

熊本県上益城郡山都町上寺四四番地二

石原建設株式会社

代表取締役　糸永　哲夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鄭武壽が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月二十二日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号

Japan Investments Pte. Ltd.

日本における代表者　鄭　武壽

限定承認公告

本籍宮城県仙台市泉区明石南二丁目二二番地四、最後の住所宮城県仙台市泉区明石南二丁目二二番地の四　被相続人　亡　長坂　悟

右被相続人は平成二十四年五月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十二日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目一番一一号

カタヒラビル三階　佐藤興治郎法律事務所

相続財産管理人長坂泰代

代理人弁護士　金成　有祐

限定承認公告

本籍福岡県柳川市三橋町柳河五五六番地、最後の住所福岡県みやま市瀬高町上庄七九〇番地二　被相続人　亡　竹田　幹雄

右被相続人は平成二十四年五月二十八日死亡し、その相続人は平成二十四年八月十四日福岡家庭裁判所柳川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十二日

福岡県みやま市瀬高町上庄七九〇番地二

相続財産管理人　竹田千代香

福岡市南区野間一丁目一〇番七号二階福岡南法律事務所

右代理人弁護士　椛島　敏雅

株式交換公告

当社（甲）は、平成二十四年十月一日を効力発生日として、株式交換により、住友金属パイプエンジ株式会社（乙、大阪府堺市堺区出島西町二番地）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので、この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.nsc-eng.co.jp/

（乙）平成二十四年七月二十五日付官報（号外第一六一号）八十三頁

平成二十四年八月二十二日

東京都品川区大崎一丁目五番一号大崎センタービル

新日鉄エンジニアリング株式会社

代表取締役社長　高橋　誠

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年九月二十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年八月二十二日

東京都港区赤坂六丁目四番一八号

株式会社レアルシエルト

代表取締役　新山　勝己

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百万円減少し八億八千三百六十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年九月二十五日であり、社員総会の決議は平成二十四年八月二十日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月三十日

掲載頁　九十五頁（号外第一一七号）

平成二十四年八月二十二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ジェネシス特定目的会社

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を四千七百万円減少して八億八千三百六十万円とし、発行済第一優先出資九百四十口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月二十二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ジェネシス特定目的会社

取締役　石田　泉

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）目次欄中（原稿誤り）				
五四	二〇～一一		令第二十五条の令第二項及び	児童福祉法施行令第二十五条の令第二項第三号及び
〃	〃	一五～一六	児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び	児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び
〃	〃	一七～一八	児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び	児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び
〃	〃	一三	児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項	児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び
二四	上	終りから一八～七	令第二十五条の十二第二項及び	令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十五条の十二第二項及び
〃	〃	〃	別表第二	別表
〃	〃	〃	六	七
〃	〃	〃	別表第二	別表
二四	上	終りから七～六	令	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）

二四ページ上段終りから一行目から終りから八行目までを削除する。

二四	上	一～二	別表第二	別表
〃	〃	一	別表第一の二の項中「第二十五条の十二第一項第四号」とあるのは「第二十五条の十二第一項又は第四号」とし、別表第二の二	別表の二
同日（同号外）			厚生労働省告示第二百二十九号（児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額）（原稿誤り）	平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百二十八号（児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額）
二四	下	一〇	号）第二十五条の十二第二項第三号及び	号）第二十五条の十二第二項及び
〃	〃	一一～一五	児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項第三号及び	児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び
二四ページ下段一八行目から一九行目までを削除する。				
二四	下	二〇	二	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十二日付第一八一号
政府調達第一六〇号三三ページ●一六〇ページ●同日付第一八二号六四ページ●同日付

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）